

e-Gov(電子政府の総合窓口)によるオンライン申請の利用が可能となる自動車運送事業関連の手続きは、全体で140手続きです。下図に記載のとおり、令和7年9月及び12月からの一部手続きにおける運用開始を経て、令和8年4月より、オンライン申請の対象をさらに拡大いたします。各段階において利用対象となる主な手続きを記載していますが、全体・詳細については、国土交通省ウェブサイト内の「自動車運送事業(バス、タクシー、トラック)・レンタカー・自家用有償に関するオンライン申請」の「オンライン申請対象手続一覧(自動車運送業関連手続き)」をご参照ください。



■ オンライン申請



- ✓ いつでも、どこからでも申請可能
- ✓ 申請書の印刷・持ち出しが不要
- ✓ 本省・地方運輸支局までの移動が不要
- ✓ 申請後の処理状況の確認や公文書の取得がパソコンにて可能



「自動車運送事業(バス、タクシー、トラック)・レンタカー・自家用有償に関するオンライン申請」

令和7年9月先行運用

- 貨物自動車運送事業の安全管理規程の設定変更届出(一般貨物・特定貨物)
- 貨物軽自動車運送事業の経営の届出・事業の届出事項の変更届出
- 一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請
- 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更認可・届出
- 一般旅客自動車運送事業(乗合・貸切・乗用)の運送約款の設定・変更の認可申請
- 整備管理者・運行管理者の選任等の届出等

令和7年12月利用開始

- 一般貨物・特定貨物、一般旅客自動車運送事業(貸切・乗用)の許可申請
- 一般貨物・特定貨物、一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更認可申請・届出
- 一般貨物・特定貨物事業の事業報告・輸送実績報告の届出
- 事業の事故報告の届出
- 適性診断実施機関の認定・変更届出
- 運行管理者講習実施機関の年間報告及び会計報告の届出等

令和8年4月1日利用開始

- 貨物自動車運送適正化事業実施機関に係る諸手続き
- 旅客自動車運送適正化事業実施機関に係る諸手続き
- 土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請・届出(ダンプ法関連)
- 自家用自動車の有償運送の許可申請
- 自家用有償旅客運送の有効期間の更新登録、登録事項の変更、輸送実績報告の届出
- 一般旅客自動車運送事業の事業報告・輸送実績報告及び自家用自動車有償貸渡(レンタカー)事業の貸渡実績報告書の届出
- 運行管理者資格者証の交付等の届出
- 運行管理者試験の指定機関・指定申請等

主な
手続

16手続

49手続

(令和7年9月利用開始分との合計で65手続)

75手続

(令和7年度利用開始分との合計で140手続)

手続数